

令和3年9月28日

<市長記者会見資料>

財政部納税課

スマホアプリを利用した市税等の納付について

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、接触機会を減らすキャッシュレス化の導入は急速に進み、日常での電子決済サービスの利用が増加しています。

徳島市では、既に、水道料金や市営バスの運賃支払いなどで、一部、スマホアプリを導入していますが、新たに、市税や保険料などの納付でも利用を開始し、納税者等の利便性の向上を図ります。

1 対象税目等

- ①固定資産税・都市計画税 ②個人市・県民税（普通徴収） ③軽自動車税種別割
- ④国民健康保険料（普通徴収） ⑤後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- ⑥介護保険料（普通徴収） ⑦市営住宅使用料等

※納期限を過ぎた納付書又はバーコードの印刷がない納付書（金額が30万円を超えるなど）は利用できません。au Payのみ25万円が上限。

2 利用できるアプリ

au Pay、d払い、J-coin、LINE Pay、PayPay

（順不同）

3 利用開始日 令和3年10月1日（金）

以上

<問い合わせ先>

財政部 納税課

電話：088-621-5077～5080